

鹿児島市民間建築物屋上・壁面緑化助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鹿児島市におけるヒートアイランド現象を緩和するとともに、潤いのある空間を創出し、緑の街並みづくりを促進するため、民間建築物の屋上又は壁面の緑化に対し、予算の範囲内において補助金を交付するについて、鹿児島市補助金等交付規則（平成9年規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第2項に規定する市街化区域内に所在する建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第4号に規定する居室を備えるものに限る。）における次に掲げる事業とする。

(1) 屋上緑化事業 樹木、芝その他地被植物により、屋上緑化が可能な建築物の屋上に面積3平方メートル以上の緑化（移動可能なプランター等の設置によるものを除く。）を行う事業をいう。

(2) 壁面緑化事業 建築物の壁面にフェンス等の補助資材を設置し、つる性植物等を植栽するなどにより面積3平方メートル以上の緑化を行う事業をいう。

2 過去にこの補助金の交付を受けて緑化事業が行われた建築物において当該事業により設置した物等を撤去して、新たに行う事業及び国又は他の地方公共団体において補助金が交付されている事業については、補助対象事業とはしない。

3 過去に第1項各号の事業を実施した建築物において新たに当該各号の事業を行う場合には、前回行った事業が完了した日から5年が経過し、かつ適切な管理がなされている場合に限り補助対象事業を行うことができる。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、前条第1項の建築物を所有する者（共同住宅の場合においては、当該共同住宅の管理組合）で、補助対象事業を実施しようとするものとする。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 国、県その他公共的団体又はこれらに準ずる団体

(2) 土地又は建物の販売を目的として補助対象事業を行う者

(補助金の交付対象経費)

第4条 補助金の交付対象経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる補助対象事業に要する経費のうち、当該各号に掲げる経費とする。

(1) 屋上緑化事業

ア 樹木等の購入費

イ 植栽、客土及び支柱設置等に要する経費

ウ 緑化に必要な防水工事に要する経費

(2) 壁面緑化事業

ア つる性植物等の購入費

イ 植栽、客土及びフェンス等の補助資材の設置に要する経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところによる。ただし、その金額に千円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額とする。

(1) 屋上緑化事業 補助対象経費の2分の1に相当する額の範囲内で、緑化面積1平方メートル当たり20,000円とする。ただし、50万円を限度とする。

(2) 壁面緑化事業 補助対象経費の2分の1に相当する額の範囲内で、緑化面積1平方メートル当たり20,000円とする。ただし、50万円を限度とする。

2 前項第1号及び第2号の事業を同時に行う場合の補助金の額は、100万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者は、当該補助対象事業に着手する前に、規則第4条に規定する補助金等交付申請書を提出しなければならない。

(補助金の交付の条件)

第7条 規則第6条第4項に規定する条件は、補助金の交付を受けて緑化を行った植物及び補助資材については、当該事業が完了した日から5年間は、善良な管理者の注意をもって管理し、これを撤去し、又は放置してはならないこととする。ただし、植物の植え替えについては、この限りではない。

(実績報告)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、当該補助対象事業の完了後、直ちに、規則第14条に規定する補助事業等実績報告書を提出しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成18年7月10日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。